

知っていましたか？

ようやくとれた休みだもん、
ゆっくりしたいよ～

期日前投票！

選挙って、行く意味あるの？

意味大きいよ！

行かなきゃ
～！

●投票用紙は届きましたか？

議員さんや知事さんは、法律や条例などを作ったり、みなさんから集めた税金の使い道を考えて必要に応じて使ったりします。

——それはみんな、私たちが持っている小さな力や、ものごとを決める権利をその人に預けているからできるのです。

投票用紙が来たら、それはあなたの手元に「あなたの力」が届いたということです。

これを使わない手はありません。私たちは、私たちの役に立つ人を選ぶことで、自分の暮らしをよくすることができるんですから。



●投票日は都知事選挙、

でも、予定入ってるし……

衆議院議員選挙ともに、12月16日[日]です！

この日はあなたが「あなたの力」を発揮するチャンスです。でも、12月16日に、都合のわるい人いませんか？ 忘れちゃいそうな人いませんか？ 何カ月も前から働き通して、ようやく休みがとれそうなのに、「突然選挙だなんて、そんなの聞いてないよ～」って人も、いますよね？

そんな時には**期日前投票**がおすすめ!! 投票日の前に投票ができるんです!

理由は「レジャーに出かけるから」でも問題なし! お近くの期日前投票所に行きましょう!

●投票用紙がなくても投票できます!

投票用紙がない場合でも、身分を証明できるものを持っていけば投票できます。保険証や免許証がなくても、役所で戸籍謄本こせきとうほんをとればOKです。

あなたの近くの期日前投票所情報

選挙区:

期日前投票所:

期 間:

時 間:

★都知事選挙は、11月30日(金)から12月15日(土)まで。衆議院議員選挙は、12月5日(水)から12月15日(土)まで。★時間は、原則として、午前8時30分から午後8時までです。

※注意してね!

●あなたの選挙区に「期日前投票所」がいくつか作られる場合、それぞれの期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なることがあります。

参考：総務省「期日前投票制度」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/kijitsumae/kijitsumae01.html

※このチラシは選挙を大事に思う個人が勝手に作りました。勝手に刷って個人でお使いください。(団体で行うと公職選挙法違反になる可能性があります)